

集 落 基 盤 整 備 事 業 (継 続)

- 土地利用の整序化による優良農地の保全及び定住環境の整備 -

1 . 趣 旨

- (1) 新基本法においては、食料の安定供給の確保、農地の多面的機能の発揮、農村の振興等が課題となっており、これらを実現するためには、優良な農地の確保、農村の定住環境の整備等が不可欠である。
- (2) 一方、市街地縁辺部の混住化の進展等により、土地利用の混乱が顕在化しているのが実態であり、これらの整序化を図り、都市的土地利用に対するニーズに応えながら、都市近郊農業と調和のとれた施策の展開を図っていくことが必要である。
- (3) このため、農村集落が農業生産を行う場であるとともに農村住民の生活の場であるという特質に着目し、農業と調和した土地利用の整序化を図りつつ、農業生産基盤の整備、農村集落の良好な定住基盤の整備及び農村地域の交流基盤の整備等を一体的に行うことにより、農業・農村の発展に資するものとする。

2 . 事 業 内 容

主として、都市近郊の地域を対象として、「計画なくば開発なし」という視点から、都市近郊の混乱している土地利用を整序化し、農地の集団化・団地規模の拡大を図るとともに、都市的土地利用の適切な誘導を図りつつ、集落の定住環境及び都市・農村交流基盤を整備。

土地利用の整序化
優良農地の整備・保全
農業集落の定住環境の整備
市民農園等交流基盤の整備

対象地域

1～数集落を中心とした地域で、市町村により土地利用（ゾーニング）の構想が整理されている地域。

事業内容

- ・換地等による土地利用の整序化
- ・ほ場整備等の農業生産基盤の整備
- ・農業集落道等の定住環境基盤の整備
- ・集落農園等の交流基盤の整備 等

3 . 事 業 実 施 主 体 都道府県、市町村等

4 . 補 助 率 農林水産省・北海道：50%（又は55%）、45%
沖 縄：県営 2 / 3、市町村営 75%
（ ほ場整備の施行にあたり、農用地以外の用に供する土地の全部又は一部が用途地域内にある場合のほ場整備事業）

5 . 平成18年度概算決定額（平成17年度予算額）

287,900（173,150）千円

[担当課：農村振興局 整備部 地域整備課 総合整備事業推進室]